

手話言語条例及び意思疎通支援条例（仮称）の制定に向けた検討について

区では手話言語条例及び意思疎通支援条例（仮称）の制定に向けた検討を進めています。以下のとおり現時点の状況をお示しします。

1 手話言語条例

(1) 目的

手話は言語であるという認識の下に、手話言語に関する理解の促進、手話言語の普及並びにろう者による手話言語の獲得、手話言語による学習及び手話言語の使用を促進する環境の整備のための基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、手話言語を使用する全ての者が安心して暮らすことができる地域社会を実現すること

(2) 文京区聴覚障害者協会及び文京手話会との意見交換

文京区聴覚障害者協会及び文京手話会と条例案についての意見交換を本年度7回実施しています。次年度も引き続き文京区聴覚障害者協会及び文京手話会との意見交換を実施します。

(3) 今後の予定

文京区聴覚障害者協会及び文京手話会の意見を踏まえ、必要に応じて修正した条例案を文京区障害者差別解消支援地域協議会（以下、「協議会」という。）にて提示いたします。

2 意思疎通支援条例（仮称）

(1) 目的

障害者が円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会を実現すること

(2) 障害当事者団体との意見交換

条例案の作成後、障害当事者団体との意見交換を実施します。

(3) 今後の予定

障害当事者団体の意見を踏まえ、必要に応じて修正した条例案を協議会にて提示いたします。